

# 不動産ビジネス専門家協会 PREB通信

## 所有者不明土地の解消に向けた 民法などの見直し(下)

令和3年4月に、所有者不明土地の解消に向けて、民法・不動産登記法などが改正されるとともに、新たに相続土地国庫帰属法が制定された。本コラムでは、前回に引き続き、こうした民法などの見直しについて取り上げる。

### 1 所有者不明土地の利用の円滑化

2回目の今回は、すでに発生している所有者不明土地について、その利用の円滑化を図るために見直しについて、ご紹介します。

主な見直しとして、は、①所有者不明土地の管理制度の創設、②共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備、③長期間経過後の遺産分割の見直し、④ライフラインの設備設置権等の規律の整備を改正する見直しで、令和5年4月1日からスタートします。これらは、いずれも民法を改正する見直しで、令和5年4月1日からスタートします。以下では、個別に概説します。

必用な調査をして、所有者不明土地の所在がわからぬもの、なお所有者が誰だか判明しない、または所有者は判明しているもの、所在がわからぬもの、所有者不明土地のみに特化した、いわば「物

### 2 所有者不明土地の管理制度の創設

今回の見直しでは、所有者不明土地のみに特化した、いわば「物

の所在がわからぬもの、所有者不明土地のみに特化した、いわば「物

### 今月の筆者

#### ●プロフィール

1996年弁護士登録。  
不動産案件（売買、賃貸借、トラブル等）のほか、企業法務、相続・事業承継などの相談を数多く取り扱っている。

東京弁護士会法制委員会  
商事法制部会部会長、東京弁護士会社法部副部長、東京弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員。



日比谷T&Y法律事務所  
弁護士  
植松 勉

### コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会  
東京都千代田区神田東松下町28番地  
小林ビル101 (☎03-3527-1876)  
<http://www.fudosan-pr.co.jp/>

の負担軽減を図るなどしています。なお、こうした物

が不全である土地・建物についても設けられています。

の決定さえもできない事態が生じ得ます。

そこで、今回の見直しでは、相続開始から組みを創設しました。

（2）不明共有者との

共有関係を解消する仕組み

は、原則として、遺産分割において特別受益者とその共有関係を解消する仕組みを創設しました。

そこで、今回の見直しでは、不明共有者との共有関係を解消する仕組みを創設します。

（1）共有物の変更・組み

判所によって選任され

た管理人が所有者不明

土地を管理し、裁判所

の許可を得れば、こう

した土地を処分するこ

とも可能とする制度を

創設しました。

現行の民法においても、所在の判明しない者については、不在者の財産を管理する者を選任して

その者の財産を管理す

るという制度があります。しかし、この制度

は「人単位のもの」、

すなわち、不在者の全

財産を管理するもので

あるため、管理人の財

産調査に要する労力な

どは大きなものでし

ます。

（3）共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備

（4）ライフラインの設置権等の規律の整備

（5）相続分を考慮して法定相続分を修正した相続分に関する証拠が散逸するなどして、遺産

の下で、不明共有者を除いた残りの共有者の全員同意や過半数での

決定により、共有物の変更や管理ができる仕組みを創設しました。

10年を経過したとき

は、原則として、遺産

分割において特別受益者とその共有関係を解消する仕組みを創設しています。

そこで、今回の見直しでは、不明共有者との共有関係を解消する仕組みを創設します。

（1）共有物の変更・組み

現行の民法のルール

では、共有物に変更を

加えるには、共有者全員の同意を要します。

管理に関する新たな仕組み

では、不明共有者の共有持分を他の共有者が取得したり、②不明共有者

の持分を含めて共有不動産の所有権（全共有持分）を第三者に譲渡

することができます。

（2）ライフラインの設置権等の規律の整備

世の中には、他人の土地を経由しないとライ

フライン（電気・ガス・水道の導管など）

を引き込むことができない袋地などが存在します。

（3）相続分を考慮して法定相続分（特別受益者とその共有関係を解消する仕組みを創設・整備）

の見直しでは、こうした土地にライ

フラインを引き込む権利

を明確化するとともに、隣地との関係に関する規律を一部見直し、隣地の所有者が不明であっても対応できる仕組みを創設・整備しています。